二　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年地共済改正令第十四条の規定による廃止前の地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）の規定

（改正前地共済法による職域加算額について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等）

第十一条　平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項、第五十九条第二項、第六十条第二項、第六十一条第一項、第六十五条の二から第六十八条まで、第九十二条第一項及び第二項、第百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十三条の二第一項	保険給付	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下「改正前地共済法による職域加算額」という。）	
第四十三条の二第二項第一号	当該年度	前年度の標準報酬（当該年度	
		標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という。）	
第四十三条の二第二項第二号	標準報酬（以下「前々年度等の標準報酬」		
第四十三条の二第四項	標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等」という。）
第四十三条の三第一項	受給権者	なお効力を有する改正前地共済法附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第五条第一項の規定により読み替えられた規定（これらの規定に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第五条、第六条又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定を含む。）による長期給付等に関する経過措置政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第五条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定をいう。）に関する改正前地共済法による職域加算額（以下「掛金の標準となつた給料の額」という。）と同条第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「掛金の標準となつた期末手当等の額」という。）（以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等」という。）	前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
第四十三条の三第二項	前年度の標準報酬及び前々年度等の標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等	改正前地共済法による職域加算額の受給権者

第四十三条の四第二項第一号	前年度の標準報酬	前年度の標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等
第四十三条の四第二項第二号	前々年度等の標準報酬	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
第四十三条の四第三項	標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
第四十三条の五第二項第一号	前年度の標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等	前年度の掛金の標準となつた給料の額等
第四十三条の五第二項第二号	前々年度等の標準報酬	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
第四十三条の五第三項	標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
第四十六条第一項	老齢厚生年金の受給権者	なお効力を有する改正前地共済法第七十八条第一項又は附則第十八条の二第三項、第十九条、第二十四条の二第三項若しくは第二十六条第二項から第四項までの規定による旧職域加算退職給付（以下「旧職域加算退職給付」という。）の受給権者	地方公務員共済組合の組合員
	被保険者	日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者であつて、当該月以前の月の末日又は七十歳以上の使用される日（前月以前の月に引き続き当該日から厚生労働省令で定める日までの間、被保険者であつた者に限る。）が属する月以前の月に旧職域加算退職給付の受給権者となつた場合において、当該受給権者が当該月に属する月（当該月が当該受給権者となつた日が属する月である場合を除く。）において当該受給権者に対し支払われる報酬月額（その者の報酬月額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額をいう。）と当該受給権者となつた日が属する月の前月以前の月であつてその者の報酬月額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額との合計額が、当該受給権者となつた日が属する月の前月以前の月であつてその者の報酬月額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を超えるときは、当該組合員である間、当該旧職域加算退職給付	